

パスポート（旅券）事務の概要

10月1日からパスポート（旅券）の申請と受け取りが堺市のパスポート窓口で出来るようになります。

発給手続きの概要は次のとおりです。

◇ 受付窓口

堺市役所 本庁舎 本館1階（堺市堺区南瓦町3番1号）

窓口名称 パスポートさかい サービスセンター

◇ 受付時間

申請受付 平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後4時30分

パスポート（旅券）の受け取り 平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後5時30分

※ 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

◇ 堺市で申請できる方

堺市のパスポート窓口で申請できるのは、日本国籍を有し、原則、市内に住民登録をしている方です。

◇ 堺市でできる申請等

① 新規発給申請

- ・新規申請（初めて取得される場合及び取得した旅券の有効期限が切れている場合）
- ・切替新規申請（残存有効期間が1年未満となった場合等）
- ・訂正新規申請（記載事項の訂正をするとともに新規発給する場合）

② 記載事項の訂正申請

③ 査証欄が不足する場合の増補申請

④ 紛失又は焼失の届出受理、返納旅券の受理等

◇ 申請に必要な書類

① 新規発給申請

- ・一般旅券発給申請書 1通
- ・戸籍謄本又は戸籍抄本 1通

※発行日から6ヶ月以内の原本（コピーは不可）

※有効な旅券を提出して切替申請する場合で、氏名や本籍地の都道府県に変更がない場合は不要

- ・写真 1枚

※ふちなし、無帽、無背景等規格に合ったもので、6ヶ月以内に撮影されたもの

- ・本人確認の書類 1点（確認の書類によっては2点必要）
- ・初めて取得される方以外は前回取得したパスポート（旅券）

※住民票については堺市に住民登録をしている方で、住民基本台帳での確認に同意

される方は不要

② 記載事項の訂正申請

- ・一般旅券訂正申請書 1 通
- ・訂正を受けようとする旅券
- ・変更が分かる戸籍謄本又は戸籍抄本 1 通

③ 査証欄が不足する場合の増補申請

- ・一般旅券査証欄増補申請書 1 通
- ・増補を受けようとする旅券

◇ 申請からパスポート（旅券）受け取りまでの所要日数

新規発給申請	10 日
記載事項の訂正申請	7 日
査証欄の増補申請	6 日

※日数は申請日を含み、土曜日、日曜日、祝休日、年末年始は期間計算に含みません

◇ パスポート（旅券）の受け取りについて

- ・年齢に関係なく必ず申請者ご本人がお越してください。
- ・所要の手数料が必要です。（申請時には不要）

◇ なお、次の場合は、これまでと同様に大阪府パスポートセンターでの申請となります。
（詳細は大阪府パスポートセンターにお問合わせください。）

- ・外務省と協議を行う必要のある特殊な案件
（例：申請者が外国にある親族等の疾病、事故、天災による死亡、入院等により、緊急に渡航する必要があると認められる場合など）
- ・業務上等の理由により、旅券を早期に発給する必要がある場合
- ・申請者が市の区域外で就労又は就学している等の理由により、市の窓口の開設時間に交付を受けることが困難な場合
- ・学校から団体申請を行う場合
- ・震災復興旅券を申請する場合

お問合せ

堺区役所市民課旅券事務担当

TEL 072-228-3940

Fax 072-221-1471